

近江八幡市交通バリアフリー

基本構想



平成 16年 3月

近江八幡市

はじめに



近江八幡市長 川 端 五兵衛

近江八幡市では、「近江八幡市総合発展計画」をはじめ「近江八幡市総合介護計画」等を策定し、福祉・医療施設や道路、公園等の公益的施設において、高齢者や身体に障害のある方はもちろんのこと、すべての市民が安全で安心に、そして、明るくいきいきと生活できるよう、『ひとにやさしいまちづくり』を積極的に進めて参りました。

そのような中、平成12年11月、国において「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行されました。

この法律は、21世紀の急速な高齢化社会に向け、高齢者や身体に障害のある方等の交通弱者が、自立した生活を営むことのできる環境整備を行うことを目指したものであります。

市では、この交通バリアフリー法に基づき、交通バリアフリー化の基本方針、整備項目などをまとめた「近江八幡市交通バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

この構想は、重点整備地区に定めた近江八幡駅及び周辺地区をはじめ、市内全域を対象として「だれもが安全・快適・便利に移動できるなごみと活力のあるまちづくり」をすすめるものであります。

高齢者や身体に障害のある方等の交通弱者をはじめとしたすべての市民が、交通バリアフリー化を着実に進めていくために、参画と協働による継続的なまちづくりを推進し、まちへの愛着を深め、快適で住みよい都市環境の創造を目指します。

さらに、駅やみちなどの都市環境整備（ハード）だけでなく、人と人とのふれあい、お互いの理解や助け合いなど「心のバリアフリー」を核としたハート中心のまちづくりを目指します。

そして、基本構想に基づき、本市の交通バリアフリー化を総合的・計画的に進め、誰もが、「生涯をここで過ごしたい」と思えるようなまちを目指して参る所存であります。市民の皆様方のご理解とご協力並びに関係機関の格別のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、基本構想の策定にあたり、熱心な議論や検討を重ねていただきました「近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討委員会」の皆様をはじめ、現地調査やアンケート調査を通じてご意見を賜りました「近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討ワークショップ」の皆様、さらに、その他貴重なご意見・ご協力を頂きました市民の皆様や関係機関各位に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成16年（2004年3月）

近江八幡市長 川端五兵衛

目次

第1章 基本構想策定の背景と趣旨	1
1. 基本構想の趣旨	1
2. 基本構想の位置づけ	1
3. 整備目標年次	1
4. 近江八幡市の概要	2
第2章 基本理念と基本的な方針	5
1. 基本理念	5
2. 基本的な方針	5
第3章 重点整備地区の設定	6
1. 重点整備地区の設定の考え方	6
2. 重点整備地区の設定	7
第4章 重点整備地区の区域と特定経路の設定	9
1. 重点整備地区の区域の考え方	9
2. 特定経路の考え方	9
3. 重点整備地区の区域及び特定経路の設定	9
第5章 整備の基本方針・整備項目	12
1. 鉄道駅舎	12
2. 車両	18
3. 駅前広場・バス停	19
4. 道路	22
5. 信号交差点等	24
第6章 交通バリアフリーの実現に向けて	25
1. 心のバリアフリーの推進	25
2. 交通バリアフリーの実現に向けた取り組み	26
付属資料	27
1. 現地点検調査（バリアウォッチング）の概要	28
2. 近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討フロー	30
3. 近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討推進体制	31
4. 近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討委員会名簿	32
5. 近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討ワークショップ名簿	33

第1章 基本構想策定の背景と趣旨

1. 基本構想の趣旨

明るくいいきとした地域社会を実現するためには、高齢者や障害者はもちろん、すべての人が安心して生活し、積極的に社会参加できる、人にやさしいまちづくりを進めていかなければなりません。

東近江地域では、平成11年度に「東近江障害者プラン」が策定されており、本市においてもこれを受けた環境整備を進めるとともに、同じく平成11年度に策定した「近江八幡市総合介護計画」にもとづいて、高齢者、身体障害者等が社会の一員として、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを進めているところです。

また、このような中、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上に向けて、旅客施設や駅前広場、周辺道路、車両などのバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称；交通バリアフリー法)が平成12年11月に施行されました。

本構想は、この法律にもとづいて、市内の旅客施設及び周辺地区の中から、『近江八幡駅及び周辺地区』を重点整備地区として選定し、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるために、近江八幡市交通バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という)として策定したものです。

2. 基本構想の位置づけ

本基本構想は、(通称)交通バリアフリー法および国が定めた「移動円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定しました。また「近江八幡市総合発展計画」をはじめ、「都市計画マスタープラン」、「東近江障害者プラン」、「近江八幡市総合介護計画」等と整合性を図りました。

3. 整備目標年次

整備目標時期は、平成22年(2010年)を基本とします。

ただし、限られた期間の中で整備が困難と考えられる事項については、継続的な検討を進めることとします。

4．近江八幡市の概要

(1) 人口と高齢者数の推移

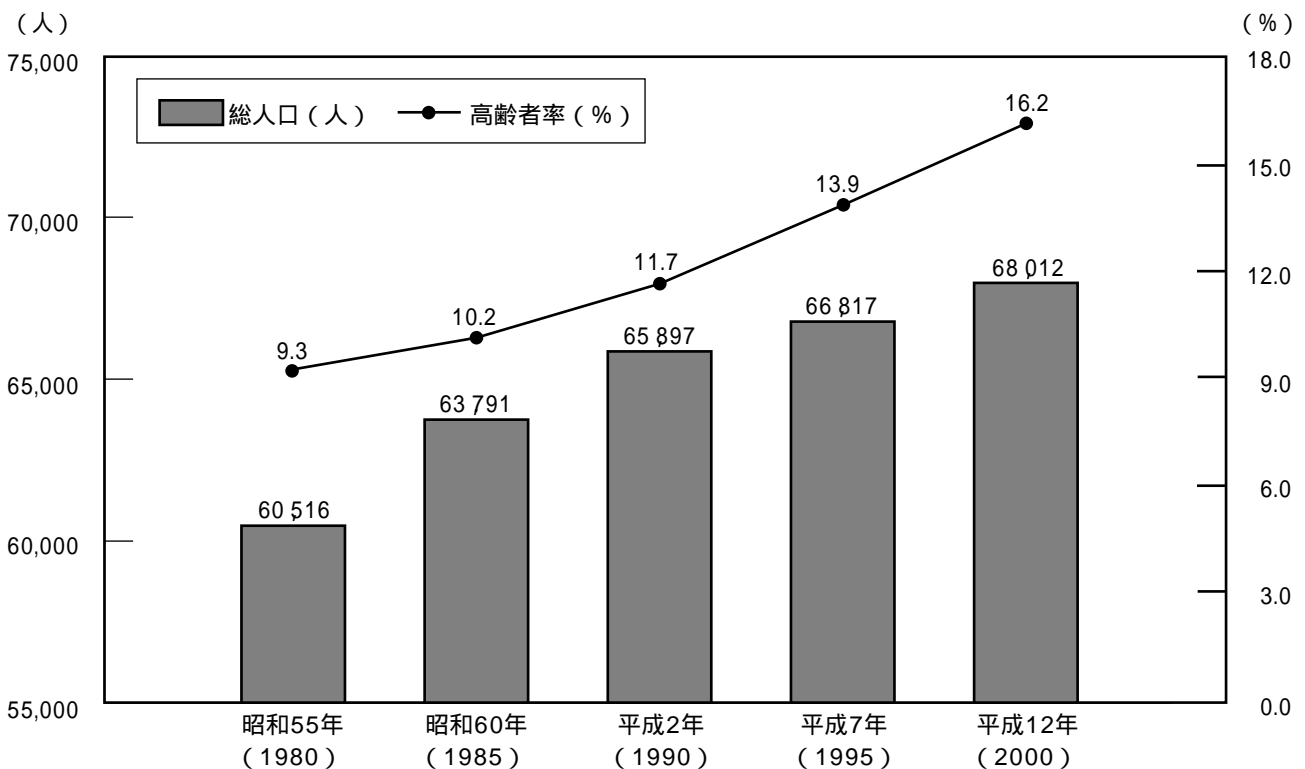
近江八幡市の人口は、平成12年(2000年)国勢調査で約6.8万人であり、10年前(平成2年)に比べて約2千人・3.1%の増加、20年前(昭和55年)とでは約7千人・11%の増加と、過去20年間増加の傾向が続いています。

また、65歳以上人口が総人口に占める割合(高齢者率)は、平成12年(2000年)で16.2%であり、全国平均より低くなっています。ただし、高齢者率は年々上昇する傾向にあり、10年前の平成2年からは4.5ポイント、20年前の昭和55年からは6.9ポイント上昇し、着実に高齢化が進展しています。

総人口と高齢者(65歳以上)人口推移

	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	[参考] 高齢者率(H12)
総人口(人)	60,516	63,791	65,897	66,817	68,012	滋賀県 16.1% 全国 17.4%
65歳以上人口(人)	5,658	6,487	7,687	9,281	11,002	
高齢者率(%)	9.3	10.2	11.7	13.9	16.2	

資料：国勢調査



(2) 身体障害者数

近江八幡市の身体障害者数は、平成15年(2003年)10月31日現在で2,130人となっています。

身体障害者数(1級～6級)

総数	2,130人	(平成15年10月31日現在)
----	--------	-----------------

<参考> 全国の身体障害者数

全国の身体障害者数 293万人(平成8年11月現在, 出典: 身体障害者白書)

日本の総人口 約12,690万人(平成12年国勢調査)

(3) 公共交通機関

鉄道

近江八幡市内には、JR東海道本線、近江鉄道八日市線が走っています。

JR東海道本線は、京都・大阪方面と米原・長浜方面等の広域を結ぶ都市間鉄道であり、近江八幡市内には篠原駅と近江八幡駅があります。

近江鉄道八日市線は、近江八幡駅を起点に市内を東へ延び、八日市市内の八日市駅で近江鉄道本線と接続しています。市内には近江八幡駅のほか武佐駅があります。

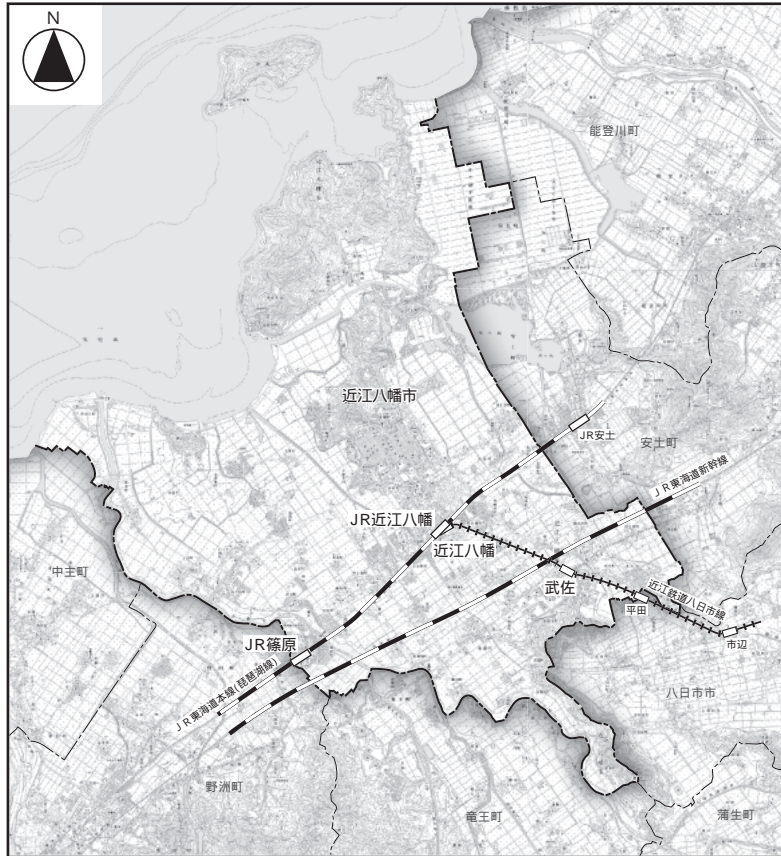
近江八幡市内の鉄道駅の乗客数は次のとおりです。平成13年度の年間乗客数は近江八幡駅でJR 6,016千人、近江鉄道 892千人の計6,908千人、JR篠原駅で1,112千人、近江鉄道武佐駅で65千人となっています。

JR、近江鉄道各駅の年間乗客数

(単位: 千人)

	平成11年	平成12年	平成13年	(参考) 平成13年 1日平均乗降者数
JR総数	7,107	7,151	7,128	39,050人/日
近江八幡駅	5,922	5,999	6,016	32,960人/日
篠原駅	1,185	1,152	1,112	6,090人/日
近江鉄道総数	1,004	1,008	957	5,250人/日
近江八幡駅	937	937	892	4,890人/日
武佐駅	70	71	65	360人/日

鉄道路線図



バス

近江八幡市内では、近江鉄道バスと西日本ジェイアールバスの事業者が路線バスを運行しています。

近江鉄道バスは、近江八幡駅を起終点として市内中心部や湖岸方面とを結ぶ路線のほか、周辺の野洲、日野、蒲生、竜王とを結ぶ路線を運行しています。近江鉄道バスでは、平成13年度に路線全体で1日平均1.2万人を輸送しています。

西日本ジェイアールバスは、近江八幡駅を起点に市内を通過して甲西町の近江下田、三雲駅を結ぶ路線を運行しています。

バスの運輸状況（近江鉄道バス八幡営業所管内路線全体の1日平均輸送人員）

（単位：人）

	平成11年	平成12年	平成13年
系統数	87	93	95
バス停数	199	189	189
輸送人員（千人）	4,527	4,346	4,402
1日平均（人）	12,404	11,908	12,060

第2章 基本理念と基本的な方針

本市では、下記の基本理念・方針に基づき交通バリアフリー化を進めます。

1. 基本理念

『だれもが安全・快適・便利に移動できる なごみと活力のあるまちづくり』

2. 基本的な方針

湖国滋賀・東近江地域の風土になじみ、
地域の顔として個性あふれるまちづくり

東近江地域の中核都市として、近江八幡の歴史・文化を感じることで個性あるまちづくりを進めるとともに、ノーマライゼーションに向けた地域のバリアフリー化のモデルとなるまちを目指します。

市民参画と協働による、愛着のある快適
で住みよいまちづくり

高齢者、身体障害者をはじめとした市民の参画・協働による継続的なまちづくりを推進し、まちの愛着を深めるとともに、快適で住みよい都市環境の創造を目指します。

安全・安心で快適・便利に移動できる
都市環境づくり

誰もが安全・安心で快適・便利に移動できる駅・みちづくりを進めるため、これまでのストックを活かし、さらにより良い都市環境整備に向けて、高齢者、身体障害者等の意見やユニバーサルデザインの思想を取り入れた交通システムの構築を進めます。

ハードとともにハートを大切にする
まちづくり

駅やみちなどの都市環境整備(ハード)だけでなく、人と人とのふれあい、お互いの理解・助け合いなど「心のバリアフリー」を核としたハート中心のまちづくりを進めていくことが大切です。そのため、市民への啓発活動や学校教育への働きかけなどを積極的に行います。

様々な情報の受発信や交流が生まれる活
力のあるまちづくり

ハード・ソフトの両面においてバリアフリー化を図り、都市機能を充実させることにより、人と人との交流の舞台となり、情報の受発信が行われる、活力のあるまちづくりを進めます。

第3章 重点整備地区の設定

1. 重点整備地区の設定の考え方

重点整備地区の設定に際しては、1日の乗降客数が5,000人以上である駅(特定旅客施設)を中心とした地区を対象とし、配置要件・課題要件・効果要件*1及び地域の特性を勘案して設定するものとします。

*1

配置要件：特定旅客施設を中心とした地区であり、かつ特定旅客施設から徒歩圏にあって、相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設を含むこと。

課題要件：特定旅客施設及び特定旅客施設と配置要件の施設との間の経路(特定経路)を構成する道路等について、バリアフリー化が図られていない現状等から総合的に判断して、バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要であると認められること。

効果要件：他の地区に優先して、かつ各事業者の整合性を確保してバリアフリー化のための事業が実施されることが、重点整備地区のみならず都市全体として有する様々な機能の増進を図る上で、有効かつ適切であると認められること。

主要施設の考え方

主要施設とは、官公庁施設、福祉施設、医療施設、教育施設、文化・レクリエーション施設、都市公園、公益サービス施設(銀行等)、商業施設など、高齢者、身体障害者等が日常よく利用する施設とします。

<学校>

駅を利用すると考えられる小中学校・高校・大学、障害者等の利用が考えられる学校(養護学校など)を対象とします。

<都市公園>

市民の憩いの場、多世代交流の場として公園は重要であり、比較的大規模な近隣公園、総合公園を対象とします。

2. 重点整備地区の設定

近江八幡市内の鉄道駅の中で、1日の平均乗降客数が5,000人以上という条件(特定旅客施設)及び、配置要件・課題要件・効果要件に照らし合わせて、バリアフリー化の優先度が高い地区として『近江八幡駅及び周辺地区』選定し、重点整備地区に設定します。

市内各駅の一日本乗降客数

駅		1日平均乗降客数(人/日)
近江八幡駅	J R	32,960
	近江鉄道	4,890
	計	37,850
J R 篠原駅		6,090
近江鉄道武佐駅		360



特定旅客施設 = 近江八幡駅、 J R 篠原駅

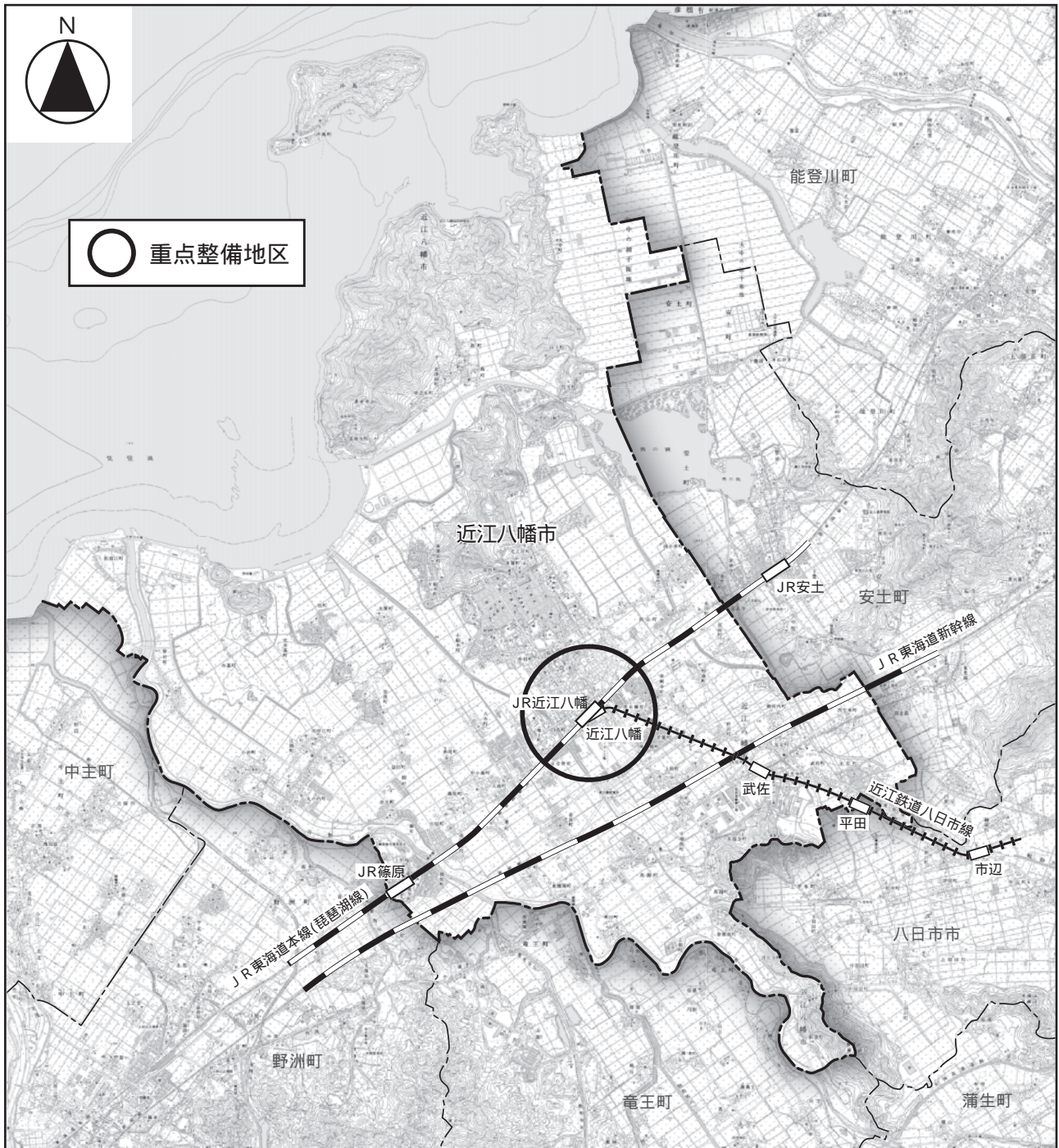


配置要件・課題要件・効果要件に照らし合わせると、重点整備地区としてバリアフリー化を進める地区としては、近江八幡駅及び周辺地区の優先順位が高いと考えられます。



重点整備地区 = 『近江八幡駅及び周辺地区』

重点整備地区（近江八幡駅及び周辺地区）位置図



第4章 重点整備地区の区域と特定経路の設定

1. 重点整備地区の区域の考え方

重点整備地区の区域は、特定旅客施設を中心として、高齢者、身体障害者等が通常徒歩で移動する概ね500m～1kmの範囲において、主要施設の分布状況等を勘案して設定します。

2. 特定経路の考え方

近江八幡駅の周辺地区では、区画整理事業等により地区の骨格となる道路整備がほぼ完了しています。これらの道路のうち、重点整備地区内の主要施設を結ぶ経路となるものを「特定経路」と位置付けます。

3. 重点整備地区の区域及び特定経路の設定

近江八幡市では、上記の考え方に基づいて、重点整備地区における区域及び特定経路を次のように設定しました。

< 区域 >

近江八幡駅を中心に、概ね半径1kmに含まれるエリアを対象とします。

区域には、市民病院、総合福祉センターひまわり館、市役所等官庁街通り沿いの公共施設、ぶーめらん通り(県道近江八幡停車場線)沿いの商店街、ダイエー、平和堂等の商業施設、駅南側のマイカル、サティ、サウスモール等の商業施設、また近江八幡いきいきふれあいセンター(近江八幡人権センター)、サンビレッジ近江八幡等南側の公共施設などの主要施設を含めるものとします。

上記の主要施設の関係から、北側は半径1km圏を超えて市民病院、ダイエー付近まで、南側はサウスモールを含むものとします。また、東側は主要施設の分布が少ないため半径500m圏あたりの鷹飼町、西側は八幡高等学校、日本カーボン工場敷地西側境界付近を含む区域としま

< 特定経路 >

近江八幡駅北側エリア

「北口駅前広場」内の歩道及び北口駅前広場から市役所等官庁街への南北の主経路となる「市道区整東1号線(通称コミュニティ道路)」、「市道区整東5号線」、「県道近江八幡停車場線(通称ぶーめらん通り)」を特定経路とします。

東西の主経路として、近江八幡駅から八幡高等学校へ至る「県道近江八幡守山線(通称サンロード)」、青樹会病院へ至る「市道駅前西庄線(通称チャペル通り)」、官庁街から市民病院へ至る「市道黒橋八木線(通称官庁街通り)」を特定経路とします。

近江八幡駅南側エリア

「南口駅前広場(サティまでの歩行者デッキも含む)」内の歩道及び南口駅前広場からマイカル、サンビレッジ、サウスモール等への南北の主経路となる「市道近江八幡駅千僧供線」を特定経路とします。

東西の主経路として、南口駅前広場から近江八幡人権センター等へ至る「市道区整南歩専1条線」及び「市道区整南1条線」、同じく南口駅前広場からマイカル付近の「市道中小森鷹飼線」を特定経路とします。

第5章 整備の基本方針・整備項目

近江八幡駅及び周辺地区の移動円滑化を図るための、鉄道駅舎、車両、駅前広場・バス停、道路、信号交差点等についての基本方針及び整備項目を以下に示します。

1. 鉄道駅舎

(1) 整備の基本方針

近江八幡駅は、近江八幡市の中心駅であるとともに、東近江地域の核となる駅であることから、快適な移動が可能な機能を有する駅として整備を図るものとします。

鉄道駅舎の施設整備に関しては、国が定めた移動円滑化基準を基本とし、ガイドライン等を参考にして、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、できる限り市民のニーズを反映した整備を進めます。

移動施設

ア. 移動円滑化された経路の確保

誰もが容易かつ安全に移動できることを基本とし、移動が最も一般的な経路(主動線)のバリアフリー化を図り、「移動円滑化された経路」を1以上整備します。

イ. 移動施設

移動円滑化された経路を確保するため、エレベーター、エスカレーターの設置及び階段における使いやすい手すりの設置を行います。また、滑りにくい床面への改良を検討します。

ウ. 自由通路

床面標示による歩行方向の区分や通行障害物の整理を行います。また、滑りにくい床面への改良を検討します。

情報案内施設

ア. 視覚障害者誘導用ブロック

公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に、連続して誘導用ブロックを敷設することを原則とします。また、トイレ、エレベーター等の主要施設への誘導用ブロックを敷設します。

ホーム上には、転落防止のための点状ブロックを途切れのないよう設置します。

イ．点字表示

視覚障害者の円滑な移動に配慮し、駅の主要な設備への点字表示、駅構内の施設位置を表示した点字案内板を設置します。

ウ．案内サイン

公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、高齢者、身体障害者等に配慮した音声及び文字情報による分かりやすい案内サインを設置します。

エ．聴覚障害者とのコミュニケーション

聴覚障害者とのコミュニケーションを向上するため、窓口等への筆談器の設置検討やこれを活用したコミュニケーションなど、駅員による対応の向上を図ります。

利便施設

ア．トイレ

高齢者、身体障害者、妊婦、乳幼児を連れた人等の利用に配慮した多機能トイレを設置します。また、トイレの入口には男女の区別等がわかる点字案内板を設置し、併せて音声案内についても検討します。

駅構内において多機能トイレの設置が困難な場合には、当面の措置として、他の多機能トイレ等への誘導・案内を行います。

イ．ベンチ・待合所

高齢者、身体障害者等に配慮したベンチ・待合所を設置します。

個別施設

ア．ホームにおける転落防止策

ホームでの視覚障害者等の転落を防ぐために、ホーム端を知らせる点状ブロック、ホーム端の転落防止柵の設置等の対策を行います。

また、ホーム上の横断勾配の改良を検討します。

イ．改札口

障害者等が利用しやすい幅の広い改札口(有効幅80cm以上)を設置します。

ウ．券売機

新設時・更新時等には、車いす対応型の券売機の導入を検討します。

エ．案内所

近江八幡駅には、市の玄関口にふさわしい総合案内所の設置を検討します。

オ．公衆電話等

車いす対応型公衆電話の設置及び、公衆FAXへの案内を検討します。

(2) 整備内容・整備時期

J R 近江八幡駅（整備主体：公共交通事業者・道路管理者）

整備時期

：短期的対応(2006年頃まで)

：中期的対応(2010年頃まで)

：長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
移動施設 ア. エレベーター・ エスカレーター	改札口から各プラットフォームまでの経路上に、エレベーター・エスカレーターを1基以上設置し、できる限り主動線に近い場所に設置	(H16年度)		
イ. 手すり	階段については2段手すりを設置し、段差が容易に分かるような対策を検討 駅構内の必要な設置箇所への手すりの設置			
ウ. 自由通路*	床面標示による歩行方向の区分や通行障害物の整理を図り、滑りにくい床面への改良検討			
誘導案内施設 ア. 視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックについては、下記の事項に配慮して設置 公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に連続した誘導用ブロックの敷設 トイレ、エレベーター等の主要施設への敷設 ホーム上での転落防止のため、連続した点状ブロックの設置 誘導用ブロックの色は黄色を原則とし、新規敷設時、改良時にはJIS規格とする	(H16年度)		
イ. 点字表示	券売機、運賃表、エレベーター、手すり等への点字表示 駅の主要な出入口には、駅構内の施設位置を表示した点字案内板を分かりやすい位置に設置			
ウ. 案内サイン	公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、音声及び文字情報による案内サインを設置 トイレ、エレベーター等の主要施設への案内サインの設置 案内サイン等の設置については下記の点に配慮 高齢者、身体障害者等に配慮した文字の大きさ ピクトグラム等による表記 路線図(運賃表)、時刻表等については、高齢者、身体障害者等に配慮したものとする 可変式表示装置(文字情報)による緊急時の情報提供			
エ. 聴覚障害者との コミュニケーション	筆談器の設置検討と駅員による対応の向上			→

*自由通路については整備主体は道路管理者
の表示は継続的な対応を意味する

整備時期
 : 短期的対応(2006年頃まで)
 : 中期的対応(2010年頃まで)
 : 長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
利便施設 ア. トイレ	多機能トイレを1箇所以上設置 高齢者、身体障害者、妊婦、乳幼児を連れた人等の利用に配慮したトイレを設置(オストメイト対応) トイレの設置については下記の事項に配慮 一般用トイレは、手すり付洋式便器を1基以上設置 トイレ入口やトイレ内の段差の解消 トイレの入口には男女の区別等が分かる点字案内板を設置し、併せて音声案内についても検討	(H16年度)		
イ. ベンチ・待合所	高齢者、身体障害者等に配慮したベンチ・待合所を設置	済		
個別施設 ア. ホームにおける 転落防止策	ホーム端を知らせる点状ブロック、ホーム端の転落防止柵の設置等	済		
	ホームの横断勾配の改良の検討	(H16年度)		
イ. 改札口	身体障害者等が利用しやすい幅の広い改札機(有効幅80cm以上)の設置	済		
ウ. 券売機*	新設時・更新時等における車いす対応型の券売機の導入の検討			
エ. 案内所*	近江八幡駅には、市の玄関口にふさわしい総合案内所の設置を検討			
オ. 公衆電話等*	車いす対応型公衆電話の設置、公衆FAXへの案内			

【整備内容に関する注意事項】

上記の表の整備内容は基本方針に従って、JR近江八幡駅で今後整備が想定される事項を示したものである。

整備項目のうち*印を付けた項目については、今後の技術開発の動向、近江八幡駅全体の整備内容も踏まえる必要がある。また、公共交通事業者以外が設置主体となる施設・設備も含まれることから、今後の整備に向けた検討が必要となることを示している。特に、券売機は路線全体での課題であるため、長期的対応としている。

今後の計画・設計に際して、トイレ、券売機、電話・FAX、トイレ等の音声案内などについては、高齢者、身体障害者等の利用に配慮し、利用者がより快適に利用できる仕様についての検討を行うことが必要である。

近江鉄道近江八幡駅（整備主体：公共交通事業者・道路管理者）

整備時期

- ：短期的対応(2006年頃まで)
- ：中期的対応(2010年頃まで)
- ：長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
移動施設 ア.エレベーター	自由通路から駅までの経路上に、エレベーターを1基以上設置し、できる限り主動線に近い場所に設置	(H16年度)		
イ.手すり	階段については2段手すりを設置し、段差が容易に分かるような対策を検討 駅構内の必要な設置箇所への手すりの設置			
誘導案内施設 ア.視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックについては、下記の事項に配慮して設置 公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に連続した誘導用ブロックの敷設 トイレ、エレベーター等の主要施設への敷設 ホーム上での転落防止のため、連続した点状ブロックの設置 誘導用ブロックの色は黄色を原則とし、新規敷設時、改良時にはJIS規格とする			
イ.点字表示	券売機、運賃表、エレベーター、手すり等への点字表示 駅の主要な出入口には、駅構内の施設位置を表示した点字案内板を分かりやすい位置に設置			
ウ.案内サイン	公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、音声及び文字情報による案内サインを設置 トイレ、エレベーター等の主要施設への案内サインの設置 案内サイン等の設置については下記の点に配慮 高齢者、身体障害者等に配慮した文字の大きさ ピクトグラム等による表記 路線図(運賃表)、時刻表等については、高齢者、身体障害者等に配慮したものとする 可変式表示装置(文字情報)による緊急時の情報提供の検討			
利便施設 ア.トイレ	多機能トイレを1箇所以上設置 高齢者、身体障害者、妊婦、乳幼児を連れた人等の利用に配慮したトイレを設置(オストメイト対応) トイレの設置については下記の事項に配慮 一般用トイレは、手すり付洋式便器を1基以上設置 トイレ入口やトイレ内の段差の解消 トイレの入口には男女の区別等が分かる点字案内板を設置し、併せて音声案内についても検討			[当面の措置として北口駅前広場への誘導を優先します]
イ.ベンチ・待合所	高齢者、身体障害者等に配慮したベンチ・待合所を設置			

整備時期

- : 短期的対応(2006年頃まで)
- : 中期的対応(2010年頃まで)
- : 長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
個別施設 ア. ホームにおける 転落防止策	ホーム端を知らせる点状ブロック、ホーム端の転落防止柵の設置等			
イ. 改札口	身体障害者等が利用しやすい幅の広い改札口(有効幅80cm以上)の設置			
ウ. 券売機*	新設時・更新時等における車いす対応型の券売機の導入の検討			
エ. 案内所*	近江八幡駅には、市の玄関口にふさわしい総合案内所の設置を検討			
オ. 公衆電話等*	車いす対応型公衆電話の設置			

【整備内容に関する注意事項】

上記の表の整備内容は基本方針に従って、近江鉄道近江八幡駅で今後整備が想定される事項を示したものである。

整備項目のうち*印を付けた項目については、今後の技術開発の動向、近江八幡駅全体の整備内容も踏まえる必要がある。また、公共交通事業者以外が設置主体となる施設・設備も含まれることから、今後の整備に向けた検討が必要となることを示している。

今後の計画・設計に際して、トイレ、券売機、電話・FAX、トイレ等の音声案内などについては、高齢者、身体障害者等の利用に配慮し、利用者がより快適に利用できる仕様についての検討を行うことが必要である。



2. 車両

(1) 整備の基本方針

鉄道車両

車両の更新時に、高齢者、身体障害者等に配慮した車両を導入します。

バス車両

車両の更新時に、高齢者、身体障害者等に配慮した車両を導入します。

タクシー車両

車両の更新時に、高齢者、身体障害者等に配慮した車両の導入を検討します。

(2) 整備内容・整備時期（整備主体：公共交通事業者）

整備時期

：短期的対応(2006年頃まで)

：中期的対応(2010年頃まで)

：長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
鉄道車両	車両の更新時に以下の項目に配慮 1編成毎に1以上の車いすスペースを設置 ホームと車両との段差・すき間については、技術的に可能な限り小さくする 車両連結部の転落防止装置を順次設置 音声案内・文字による情報案内設備の設置を検討			→
バス車両	車両の更新時に以下の項目に配慮 低床型バスの導入 車いすスペースを設置 車外用放送装置を設置 音声・視覚による運賃、次停留所等の案内表示			→
タクシー車両	車両の更新時に以下の項目に配慮 高齢者、身体障害者等に配慮した車両の導入を検討			→

の表示は継続的な対応を意味する

【整備内容に関する注意事項】

タクシー車両については、バリアフリー法による規定はないが、福祉タクシー等の利用ニーズに鑑み、車両更新時に高齢者、身体障害者等に配慮した車両の導入を検討していくこととする。しかしながら、現状は他の運行サービスとの競合があり、タクシー事業としては厳しい状況にあるため、中・長期的対応とした。

【整備時期に関する注意事項】

鉄道車両については、各社とも現有の車両数が数多くあり、短期間には全ての車両更新が困難な状況にある。バス車両については、一部で低床型バスの導入が進んでいるが、現有の車両数も多いことから、平成16年度以降順次更新を行うこととする。

3. 駅前広場・バス停

(1) 基本方針

北口駅前広場

誰もが使いやすい駅前広場とするため、北口のエレベーター整備に合わせて、歩行者動線の見直し、広場のレイアウト変更など抜本的な改良を検討します。一方、現在の広場で生じている問題点のうち、改善が急務である点については、優先的に整備改善を図ります。

駅から広場までの移動円滑化経路を確保するため、エレベーターを設置します。

駅・自由通路から駅前広場への階段について、2段手すりの設置、認識しやすい段差への改良、滑りにくい床面への改良を検討します。

歩行者動線の見直し、広場のレイアウト変更を検討します。

一方で、歩道舗装の改良や視覚障害者用誘導ブロック配置の改善などを優先的に進めます。

車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場への改良を検討します。

案内サインについては、高齢者、身体障害者等に配慮した位置・文字の大きさとします。

また、必要に応じてルビを表記するとともに点字表示を行います。

駐車マナーの向上のための啓発やPRに努めます。

南口駅前広場（デッキ）

誰もが使いやすいデッキとするため、下記の事項に配慮した構造・設備への改良を図ります。

デッキ施設の更新や改良の時期には、勾配の緩和や踊り場の設置を検討します。

視覚障害者用誘導ブロックを敷設します。

2段手すり、溝ぶたの設置を図ります。

南口駅前広場

誰もが使いやすい駅前広場とするため、下記の事項に配慮した施設の整備・改善を図ります。

ベンチの配置見直し、照明灯などの改良・設置を行います。

車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場への改良を検討します。

案内サインについては、高齢者、身体障害者等に配慮した位置・文字の大きさとします。

また、必要に応じてルビを表記するとともに点字表示を行います。

駐車マナーの向上のための啓発やPRに努めます。

バス停

駅前広場のバス停については、高齢者、身体障害者等が使いやすい構造・設備に改良するとともに、道路の既設バス停についても利用者の利便性に配慮し、できる限り使いやすいものに順次改良を加えるものとします。

バスが正着し、車いす利用者等が円滑に乗降できる構造とします。

視覚障害者用誘導ブロックを順次敷設します。

バス路線図、時刻表等は、高齢者、身体障害者等に配慮した位置・文字の大きさとしします。

また、必要に応じて点字表示・ルビ表記を検討します。

屋根・ベンチ等の休憩施設、照明灯の設置に努めます。

(2) 整備内容・整備時期（整備主体：公共交通事業者・道路管理者）

整備時期

：短期的対応(2006年頃まで)

：中期的対応(2010年頃まで)

：長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
北口 駅前広場	駅から広場までの移動円滑化経路を確保するため、エレベーターを設置			
	既存の駅から駅前広場への階段について、2段手すりの設置、認識しやすい段差への改良、滑りにくい床面への改良検討			
	より使いやすく移動が円滑にできるよう、広場のレイアウトを検討 広場のレイアウト変更の検討 歩道の拡幅、段差の解消や勾配の緩和 車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場の設置 連続したシェルターの設置 案内情報の集約設置 音声誘導案内の設置			
	一方で、現在の駅前広場の改善 歩道舗装の改良、横断部分の舗装改良 トイレの改善 視覚障害者用誘導ブロックの配置の改善、JIS規格への統一		→	
	車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場への改良検討 案内サインについては下記の事項に配慮 バス路線図、時刻表等について、高齢者、身体障害者等に配慮した位置、文字の大きさ ルビの表記、点字表示の検討 視覚障害者誘導用ブロックを敷設・適正化、JIS規格への統一			
身体障害者等が利用する車両が停車できるスペースでの駐車マナーの向上のための啓発・PR		→	→	

の表示は継続的な対応を意味する

整備時期

- : 短期的対応(2006年頃まで)
- : 中期的対応(2010年頃まで)
- : 長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
南口 駅前広場 (デッキ)	施設の更新や改良の時期には勾配緩和や踊り場の設置を検討			
	視覚障害者用誘導ブロックの敷設、J I S 規格への統一			
	2段手すりの設置及び溝ぶたの設置			
南口 駅前広場	ベンチの配置見直し、照明灯などの改良・設置 車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場への改良検討 案内サインについては下記の事項に配慮 バス路線図、時刻表等について、高齢者、身体障害者等に配慮した位置、文字の大きさ ルビの表記、点字表示の検討 視覚障害者誘導用ブロックを敷設・適正化、J I S 規格への統一			
	身体障害者等が利用する車両が停車できるスペースでの駐車マナーの向上のための啓発・P R		→	
バス停 (道路等)	バス停の改良時には下記の事項に配慮する バスが正着し、かつ車いす利用者等が円滑に乗降できる構造 視覚障害者用誘導ブロックを順次敷設 バス路線図、時刻表等は、高齢者、身体障害者等に配慮した位置、文字の大きさの検討 ルビの表記・点字表示の検討		→	
	屋根、ベンチ等休憩施設、照明灯の設置に努める			

の表示は継続的な対応を意味する

【整備内容・整備時期に関する注意事項】

上記の表の整備内容は基本方針に従って、近江八幡駅で今後整備が想定される事項を示したものである。

駅前広場以外のバス停については、バス停自体の数が多く、近年の利用者数の減少から勘案し、短期間に大幅な改善が困難と考えられることから、時刻表等の案内サインの改良など、整備が可能な事項から取り組むものとする。

4 . 道路

(1) 基本方針

特定経路となる道路については、今後新設や大幅な改良が必要となる区間と、既に一定の整備が完了し、今後は大幅な改良を必要としない区間があります。それぞれで整備の方針が異なることから、前者を「新設・改良を行う道路」、後者を「既設道路」として基本方針を示します。

また、両者ともに整備に際しては高齢者、身体障害者等の意見を反映し、なるべく使いやすい整備を行うものとしします。

新設・改良を行う道路

新設・改良区間については、国の定めた「道路の移動円滑化基準」および「道路の移動円滑化ガイドライン」に沿った整備を原則とします。

既設道路

既設道路については、これまでも歩行者の安全性確保、バリアフリー化などについて一定の整備が進められていますが、一部の箇所・区間において使いにくい形状になっていたり、移動円滑化基準等に照らし合わせると基準に則していない部分があります。

このような箇所・区間については、以下の事項に配慮して、できる限り改良を行います。

舗装面の改修、段差の解消、また勾配の緩和など現状を踏まえてなるべく使いやすく改良します。

視覚障害者用誘導ブロックについて、視覚障害者等の意向を踏まえて、適正な配置、JIS規格への改良を進めます。

有効幅員2.0m以上を原則として、阻害要因の除去や移設を行います。

歩行を阻害している障害物の除去に関する指導・啓発やPRに努めます。

安全性及び防犯性を考慮して、適切に道路照明・街灯を配置します。

(2) 整備内容・整備時期（整備主体：道路管理者）

整備時期

：短期的対応(2006年頃まで)

：中期的対応(2010年頃まで)

：長期的対応

整備項目	概要	整備時期		
「新設・改良」を行う道路	「道路の移動円滑化基準」および「道路の移動円滑化ガイドライン」に沿った整備を原則とする			→
「既設道路」 ア. 改良が必要な区 間での改良	既設歩道の改良を、現状を踏まえてなるべく使いやすく改良 歩道の凹凸が見られる箇所についての舗装面の改修 縦断及び横断勾配のきつい箇所の改善 目の細かいタイプのグレーチング等への改良 側溝・水路等は蓋がけ 車乗り入れ防止柵、車止め等の改良を図る			
イ. 視覚障害者誘導 用ブロックの敷 設・改良	視覚障害者等の意向を踏まえた位置に、下記の事項に配慮 して整備 連続した線状・点状ブロックの敷設 黄色を原則とするが、場所により周辺の舗装材との対比を 考慮して明度差、輝度比を確保するために他の色を採用 JIS規格の採用			
ウ. 既設歩道の有効 幅員の確保	「有効幅員2.0m以上の歩道の確保」を原則とし、阻害要 因となっている電柱や車止め等の移設・改良			
エ. 障害物等の撤 去・規制*	歩行の阻害要因となっている不法駐輪の撤去、違法駐車車 両の排除・規制 商品・看板等の道路上へのはみ出しに対する指導及び撤去 に努める			→
オ. 道路照明・街灯 の整備*	安全性及び防犯性を考慮して、適切に道路照明、街灯を配 置			

の表示は継続的な対応を意味する

【整備内容に関する注意事項】

上記の表で示した事項のうち *印については、道路管理者単独で対応できる事項ではないことから、関係者の協議・調整による取り組みが必要である。

【整備時期に関する注意事項】

「新設・改良」の道路については、2010年までにはほぼ整備が完了する予定であるが、諸般の状況により、それを越える可能性もあることから、上記のように → で表示した。

障害物等の撤去・規制については、継続的な取り組みが必要なことから、上記のように → で表示した。

5 . 信号交差点等

(1) 整備の基本方針

安全・快適に交差点を横断できるように、特定経路上に必要な箇所について、高齢者、身体障害者等に配慮した信号の設置・改良を行うとともに、歩行空間の確保のための交通規制について検討します。

既設信号については、必要な箇所について音響付き信号機の設置や、高齢者、身体障害者等の安全な横断のため必要な歩行者用青時間の延長を検討します。

高齢者、身体障害者等の横断に配慮して、必要な位置に信号機の新設を検討します。

安全・快適な歩行者空間を確保するために、一方通行化等の交通規制を検討します。

(2) 整備内容・整備時期（整備主体：公安委員会）

整備時期
 : 短期的対応(2006年頃まで)
 : 中期的対応(2010年頃まで)
 : 長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
ア．既設信号の改良	特定経路上において、必要な箇所に音響付き信号機の設置を検討 高齢者、身体障害者等の安全な横断のために、歩行者青時間の延長を検討			
イ．信号の新設	歩行者の横断が多く、現在信号機が設置されていない交差点については、高齢者、身体障害者等に配慮した信号機の新設を検討			
ウ．歩行空間の確保のための交通規制	安全・快適な歩行空間を確保するための交通規制及び規制の見直しを検討（一方通行化等）			

第6章 交通バリアフリーの実現に向けて

1. 心のバリアフリーの推進

交通バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や道路等のハード面の整備とあわせて、市民のバリアフリーに対する意識の向上や介助といったソフト面の取り組みが必要です。

また、家庭をはじめ学校、地域における人権教育等を通して助け合いの心やボランティア意識の醸成など、心のバリアフリーを推進することが重要です。

心のバリアフリーの推進施策としては、意識啓発と人材育成活動が考えられます。本市では、次のような取り組みを継続的に行うものとします。

(1) 意識啓発

1) バリアフリーに対する意識の向上、介助等に関する理解を深めるための啓発 (例) 市民広報でのPR ケーブルテレビでのPR 交通機関、公共施設等でのPR など
2) 不法駐輪・駐車、商品・看板はみ出しの規制のための啓発 (例) 市民に対するPR 商店街との協力による放置自転車の規制 など
3) 参加・経験を通じたバリアフリーに関する学習機会等の提供 (例) 駅等での介助研修及び介助体験イベントの開催 家庭での人権教育、福祉教育 教育機関等におけるボランティア学習への取り組み など
4) 交通バリアフリー関連情報の発信による啓発 (例) 交通バリアフリーの現状等に関する情報発信 など

(2) 人材育成

1) ボランティアの育成等 (例) 幅広い年齢層を対象としたボランティアの育成 など
2) 各交通事業者における教育・訓練の充実 (例) 接客サービス向上に向けた社員教育・訓練の実施 など

2. 交通バリアフリーの実現に向けた取り組み

本基本構想は、近江八幡駅及び周辺地区の交通バリアフリー化の基本的な方向性を定めたものであり、以下に、今後のバリアフリー化の実現に向けた推進方策を示します。

(1) 基本的な考え方

基本構想では、重点整備地区に設定した近江八幡駅及び周辺地区の交通バリアフリー化に関する事項を定めています。平成16年度以降、基本構想の内容に基づいて各事業者が事業を実施することによって、バリアフリー化が実現していくこととなります。

また、重点整備地区以外の区域においても、基本構想の基本理念を尊重しつつ、それぞれの事業において可能な限りバリアフリー化を図っていただけるよう対応していきます。

(2) 関係者の連携による取り組み

基本構想に定めた事項に関する事業については、鉄道駅舎、駅前広場、道路、信号交差点などの各事業者が「特定事業計画」を定め、事業に取り組むことになっておりますが、事業推進にあたっては、各事業者が単独で取り組む事項と、複数の関係者が取り組む事項とがあります。後者の場合には、関係者の連携が極めて重要であり、本市でも緊密な連携を図りながら事業を進めていきます。

(3) 市民参画によるバリアフリー化のための取り組み

基本構想を策定するに当たっては、障害者団体、地元自治会、市民団体など市民が参加した組織の運営により、現地点検調査や計画案づくり等に取り組むことが出来ました。

今後、交通バリアフリー化を着実に進めていくためには、引き続き市民の方々の参画による体制を維持していくことが望ましいと考えます。本市では、基本構想の対応窓口を設置するとともに、市民の意見を取り入れながら事業を進めていく仕組みを検討していきます。以下に継続して取り組むべき事項を示します。

- 1) 各施設をより使いやすくするための検討
- 2) 新しい情報を積極的に取り入れた検討
- 3) 「心のバリアフリー」などソフト面での検討
- 4) 市民の参画による継続的なバリアフリーの検討

(4) 進行管理に向けた取り組み

本市では、基本構想策定後の進行管理の一環として、上記の取り組みに加えて、交通バリアフリー化の進捗状況等について、情報発信していく体制・方策を検討します。

付 属 資 料

付属資料

1. 現地点検調査(バリアウォッチング)の概要

基本構想を策定するに当たり、高齢者、身体障害者等の方をはじめ市民の方々が、日頃利用している近江八幡駅、駅周辺の道路を移動し、気がついた点を記入する「現地点検調査」を実施しました。点検調査は2ルートを設定し、72人が参加しました。

(1) 現地点検調査の実施概要

実施日時

平成15年8月31日(日) 午前8:30～12:00

点検調査ルート等

点検ルート		出発地点	調査施設等	終了地点
駅北	人権センター～近江八幡駅～北口駅前広場～市役所周辺～人権センター	人権センター	近江八幡駅、北口駅前広場、ひとまち通り、官庁街通り、ぶーめらん通り	人権センター
駅南	人権センター～近江八幡駅～南口駅前広場～南側道路～人権センター	人権センター	近江八幡駅、南口駅前広場、市道近江八幡駅西上田線、市道区整南歩専1条線、市道区整南1条線	人権センター

調査の内容

道路点検調査

調査班毎に定められたルート・地点を点検し、調査員がルート・地点毎にチェックシートに判定結果を記入。

駅施設・駅前広場点検調査

各駅の施設及び駅前広場を調査員が利用する時の問題点の有無、具体的な問題点を点検し、チェックシートに基づき記入。

(2) 参加者^{注)}

(順不同)

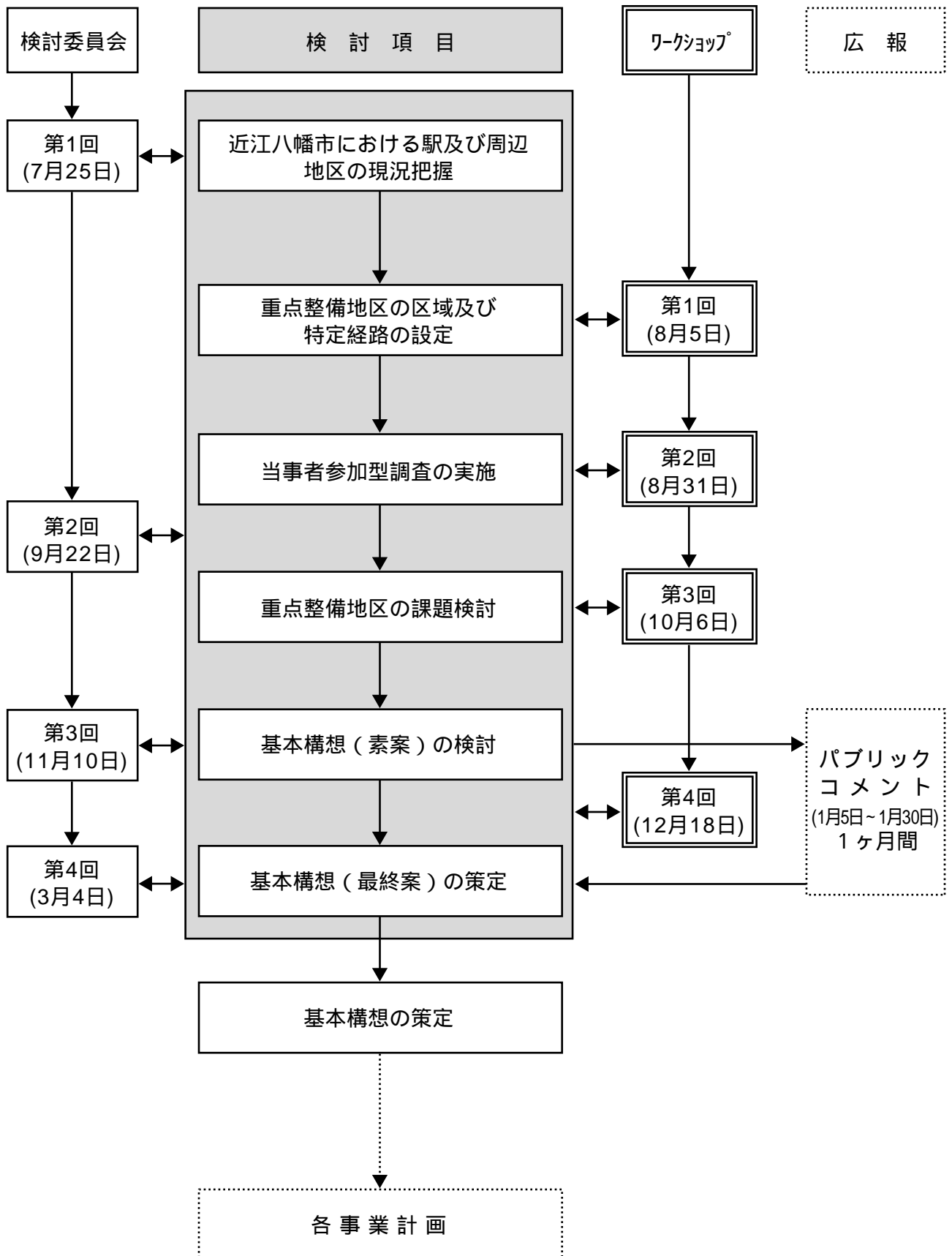
駅 北		駅 南	
氏 名	障害種別、所属等	氏 名	障害種別、所属等
一星 未張	視覚	原田 勇	視覚、内部
大林 勢明	視覚	富田 久右衛門	視覚
北川 信治	視覚	大橋 博	視覚
門根 康之	聴覚	北川 澄子	聴覚
安田 善男	聴覚	塚前 公子	聴覚
北川 耀子	肢体	塚前 義博	聴覚
神田 栄一	肢体	山本 通生	肢体、内部
森 登	肢体、内部	堀井 晃	肢体
梅村 芳蔵	内部	宗戸 文雄	肢体
新垣 順子	障害児の保護者	伊藤 千裕	障害者生活支援センター
松島 順一	八幡学区自治連合会	竹田 操	近江八幡市老人クラブ連合会
石井 英雄	近江八幡市老人クラブ連合	若井 郁次郎	大阪産業大学 人間環境学
三谷 哲雄	会		部
川村 和人	流通科学大学 情報学部		
福田 真樹	滋賀県立八幡養護学校		

注) 介助者、サポーター等を除く

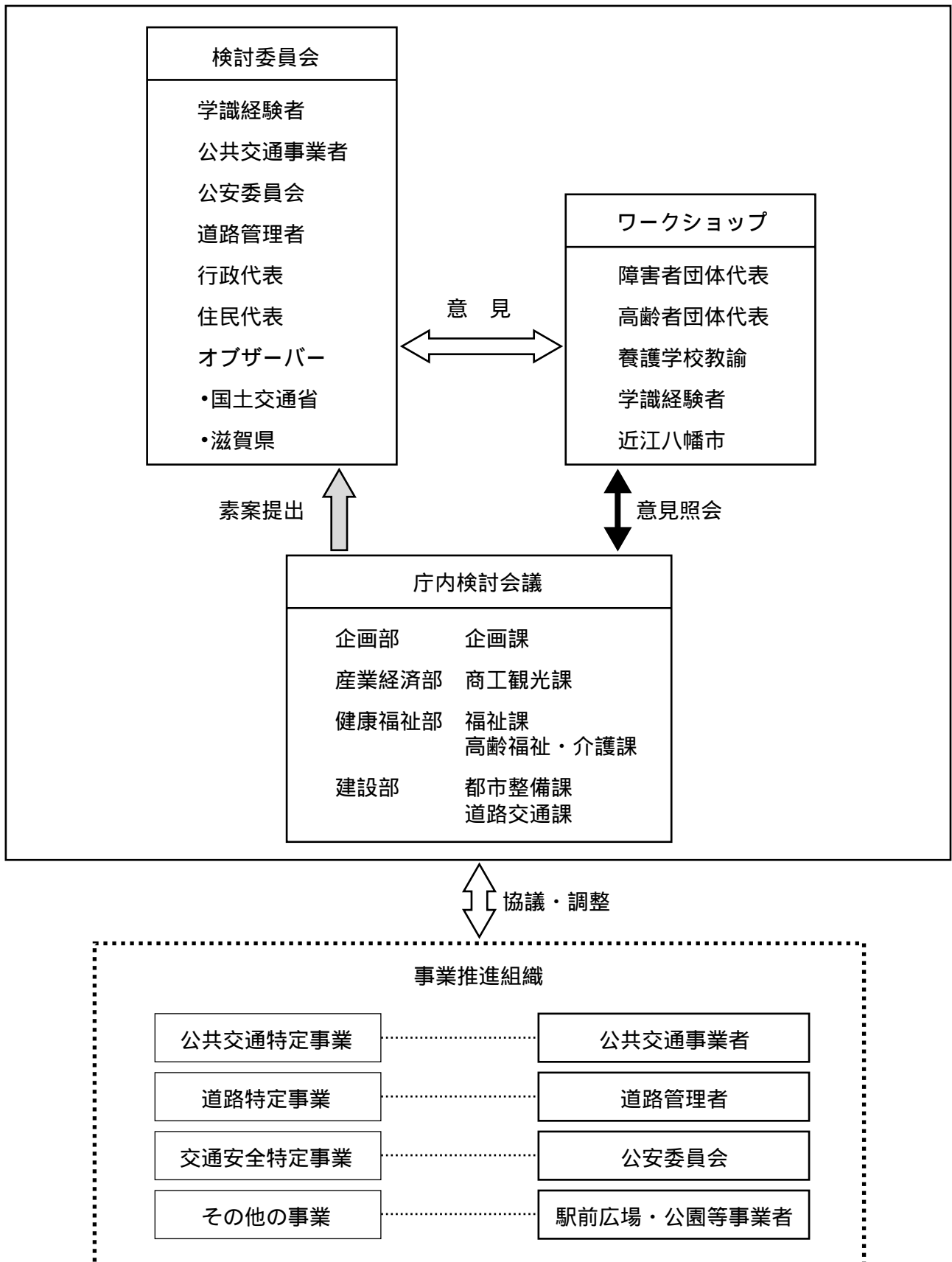
【バリアウォッチング風景】



2. 近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討フロー



3. 近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討推進体制



4. 近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討委員会 名簿(敬称略)

(順不同)

種 別	役 職 名	氏 名	
委員	学識経験者	大阪産業大学 人間環境学部 都市環境学科	若井 郁次郎
		流通科学大学 情報学部 経済情報学科	三谷 哲雄
	公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社京都支社総務企画課長	奈倉 宏治
		西日本JRバス(株)水口営業所長	森下 幸二
		近江鉄道株式会社鉄道部長	辻 利秋
		近江鉄道株式会社自動車部定期バス課長	善家 繁
	公安委員会	近江八幡警察署 交通課長	有川 昭博
	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所副所長	中村 文彦
		滋賀県東近江地域振興局建設管理部計画調整課長	岸 誠彦
		近江八幡市建設部道路交通課長	小泉 登喜夫
	行政代表	近江八幡市健康福祉部長	佐藤 弘明
	住民代表	八幡学区自治連合会	松島 順一
		金田学区自治連合会	小根田 守一
		近江八幡市老人クラブ連合会	石井 英雄
		近江八幡市老人クラブ連合会	竹田 操
		近江八幡市視覚障害者福祉協会	原田 勇
		近江八幡市身体障害者厚生会	山本 通生
		近江八幡市聴覚障害者福祉協会	門根 康之
		近江八幡青年会議所	嶋田 裕士
		近江八幡市商店街連盟	清水 泰博
近江八幡商工会議所女性会		随井 佳子	
近江八幡市地域女性団体連合会		中江 しげ子	
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局 企画輸送課長	木村 薫	
	滋賀県土木交通部交通政策課長	山本 良助	
	滋賀県東近江地域振興局地域振興課長	中村 道也	

：委員長、 ：副委員長

5. 近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討ワークショップ 名簿(敬称略)

(順不同)

氏 名	所属団体等
川 村 和 人	滋賀県立八幡養護学校
三 谷 哲 雄	流通科学大学 情報学部 経済情報学科
塚 前 公 子	近江八幡市聴覚障害者福祉協会(聴覚)
神 田 栄 一	近江八幡市身体障害者厚生会(肢体)
北 川 耀 子	近江八幡市身体障害者厚生会(聴覚)
松 浦 俊 二	近江八幡市身体障害者厚生会(内部)
原 田 勇	近江八幡市視覚障害者福祉協会(視覚、内部)
新 垣 順 子	手をつなぐ育成会(障害児の保護者)
伊 藤 千 裕	障害者生活支援センター
竹 田 操	近江八幡市老人クラブ連合会
事 務 局	企画課・都市整備課・商工観光課 福祉課・高齢福祉介護課・道路交通課

: 座長

近江八幡市交通バリアフリー基本構想

発行日:平成16年3月

発行:近江八幡市建設部道路交通課

編集:〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

TEL 0748-36-5518

FAX 0748-32-5032

URL <http://www.city.omihachiman.shiga.jp>



古紙配合率100%再生紙を使用しています